川崎市選挙管理委員会インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市選挙管理委員会(以下「市選管」という。)及び川崎市区 選挙管理委員会(以下「区選管」という。)が行うインターンシップに関して基本的 な事項について定めるものとする。

(インターンシップの目的)

第2条 川崎市選挙管理委員会インターンシップは、教育機関に在籍する学生に対して 市選管及び区選管における就業体験の機会を与えることにより、学生の政治意識の向 上や選挙行政に対する理解を深めることを目的として実施する。

(実習生の受入れ手続き等)

- 第3条 学生に対する教育の一環としてインターンシップを実施する教育機関(以下「教育機関」という。)は、当該教育機関に在籍する学生が、市選管又は区選管における実習を希望するときは、市選管又は区選管に対して別記様式1又は様式1に準ずる書類により、実習の申込みを行うものとする。
- 2 市選管又は区選管は、教育機関から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項 に留意して学生の受入れの可否を決定し、教育機関に通知する。
- (1) 学生が希望する実習の内容が、市選管又は区選管が作成した実習計画概要と合致していること
- (2) 教育機関において、市選管及び区選管での実習に当たり、事前の準備や学習、実習終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること
- (3) 市選管及び区選管の業務に支障がないこと
- 3 実習が複数の区で実施される場合は、市選管が代表して受入れ手続き等を行うものとする。
- 4 前項の規定に基づく決定を行う際は、市選管は、実習の受入れ先となる区選管に協議するものとする。
- 5 学生の受入れを決定した場合は、市選管又は区選管は教育機関と別記様式2により 協定を締結する。
- 6 学生を受入れる市選管又は区選管は、別記様式3により学生に委嘱状を交付する。
- 7 通常職員が勤務する時間を超えて実習を行う場合は、事前に学生と十分実習内容を協議し、別記様式4により学生の承諾を得て実施する。

(報酬等)

第4条 市選管又は区選管は、実習の受入れが決定した学生(以下「実習生」という。)に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他の金品を支給しない。ただし、市選 管又は区選管が特別に指定する事項に関する費用等についてはこの限りでない。

(実習生の身分)

第5条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有する。

(実習に専念する義務)

第6条 実習生は、川崎市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 実習生は、市選管及び区選管の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を してはならない。

(秘密を守る義務)

- 第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。
- 2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。
- 3 実習生は、実習成果として論文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市 選管又は区選管の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

- 第9条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない
- 2 実習生が、故意又は過失により市選管又は区選管に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市選管又は区選管に対してその損害を賠償しなければならない。
- 3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市選管及び区選管は一切の責任を負わない。
- 4 実習生が第三者に与えた損害等により、市選管又は区選管が第三者に対し損害賠償 の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により市選管及び区選管が被っ

た損害の賠償の補填をしなければならない。

(誓約)

第10条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、市選管及び区選管に対して別記様式5により誓約書を実習前に提出しなければならない。また、教育機関は実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

(実習の中止)

第11条 市選管及び区選管は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、市選管又は区選管は教育機関にその旨通知するものとする。

(結果報告)

第12条 実習生は、実習終了後、別記様式6により結果報告書を市選管又は区選管に 提出するものとする。

(実習の証明)

第13条 市選管及び区選管は、教育機関が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、川崎市選挙管理委員会インターンシップに関して必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができ

る。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

川崎市選挙管理委員会委員長 様 (川崎市区選挙管理委員会委員長)

(職名) (氏名)

川崎市選挙管理委員会インターンシップ申込(推薦)書

川崎市選挙管理委員会インターンシップ実施要綱の遵守事項について同意するとともに、次の学生をインターンシップ実習生として推薦します。

生をイン	ターン	シッフ	美智生	<u> </u>	て推薦	します	<u>Г。 </u>	-						
大学名														
学 部 学科名								学年	年	学生記番 岩	証号			
フリが ナ 氏 名								生年月日		年	月	日	(歳)
住 所	₹									電話	携帯	-	_	_
インター	ーンシッ	プを	志望す	る動機	(川崎	- 計市での	のイン	/ター	ンシップ	プを希望	<u>-</u> 望する	理由包	- 5含め)て)
ļ														
				-	-								-	
体験した	とい実習	内容	(希望	する区)									
第1名	希望													
第2章	希望													
第3章	希望	,												
大学担	当課								担当	i者名				
大学所	在地	₹							連絡	絡先		_		_

川崎市(区)選挙管理委員会と〇〇大学とのインターンシップに関する協定書

川崎市(区)選挙管理委員会(以下「甲」という。)と〇〇大学(以下「乙」という。)は乙が甲に派遣する学生(以下「実習生」という。)の実習に関して、甲乙間において次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定による実習は、乙の学生を実習生として甲に派遣することにより、 実習生の社会性や実践的な知識の向上及び選挙行政に対する理解を深めることを目 的として実施するものである。

(実習生)

第2条 乙が派遣する実習生は、乙からの推薦に基づき、甲乙協議の上決定する。

(実習生の身分)

第3条 甲は、実習生が乙の学生の身分を保有したまま受入れるものとする。

(実習期間)

第4条 実習生の実習期間は、甲乙協議の上決定する。

(実習時間)

第5条 実習期間中における実習時間は、甲乙協議の上決定する。

(実習内容)

第6条 実習生の実習内容は、甲乙協議の上決定する。

(秘密保持の義務)

- 第7条 実習生は、本実習中に知り得た秘密事項について、実習期間中のみならず、そ の終了後も第三者に漏洩しないものとする。
- 2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。
- 3 実習生は、実習成果として論文等を外部の発表等する場合には、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(賃金等)

第8条 甲は実習生に対して、賃金、交通費、食費その他について支給しない。ただし、 甲が特別に指定する事項に関する費用等についてはこの限りでない。 (実習中における事故責任等)

- 第9条 乙は、実習生の実習期間中の事故等及び実習生が実習期間中に甲又は市民等の 第三者に損害等を与えた場合に備え、実習生に保険を加入させるものとする。
- 2 実習生が実習期間中に甲及又は市民等の第三者に与えた損害等について、前項による保険で賠償がなされない場合、賠償の責任は実習生が負うものとする。ただし、損害等の原因が甲又は乙に起因していることが明らかである場合についてはこの限りではない。

(誓約)

第10条 実習生は、甲が別途定める誓約書を実習前に甲に提出しなければならない。 また、乙は実習生に対しこの誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(結果報告)

第11条 実習生は、実習終了後、甲が別途定める様式に基づく結果報告書を甲に提出 するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、甲乙の代表者が記名押印した日から発効し、有効期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日とする。

(その他)

第13条 この協定書に定めのない事項について問題が生じた場合は、甲乙協議の上解 決するものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を 保有する。

年 月 日

甲 川崎市(区)選挙管理委員会 委員長 ○ ○ ○

乙 〇〇大学

○○学部長 ○ ○ ○

委 嘱 状

	_		_		_	_	_										_		_			_	_						7	 	J	\frac{1}{2}	
 	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	Ξ				_	_		_		_	_	_	_				_	-				

年 月 日執行の第〇〇回〇〇〇〇〇〇選挙における選挙事務を委嘱します

年 月 日

○○区選挙管理委員会

時間外実習承諾書

川崎市区選	学管理委員会 様	
	※事務インターンシップの ÷間外実習を行うことを承	
1 実 施 日 2 実習時間	<u>年月</u>	
年 月	日	
	〇〇大学〇〇学	部○○学科

※本承諾書の提出に当たっては、予定等をよく確認して提出してください。

(氏名)

誓 約 書

年 月 日

川崎市選挙管理委員会委員長 様 川崎市各区選挙管理委員会委員長 様

住 所

氏 名

私は、「川崎市選挙管理委員会と〇〇大学とのインターンシップに関する協定書」に基づいて、川崎市(区選挙管理委員会)において実習するに当たり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 実習期間中は、川崎市の条例・規則等を守り、川崎市職員の指示に従います。
- 2 川崎市の信用を傷つける又は不名誉となるような行為及び実習に際して 知り得た秘密を実習期間中又は実習終了後において漏洩するような行為は 行いません。
- 3 実習期間中の災害・事故等に備えて必要な保険に加入し、実習期間中に 災害・事故等に遭った場合及び川崎市又は第三者に対して損害を与えた場 合については、自らの責任において対応します。
- 4 その他、「川崎市選挙管理委員会と○○大学とのインターンシップに関する協定書」に明記された実習生に関する事項について従います。

結果報告書

年 月 日

川崎市選挙管理委員会委員長 様 川崎市各区選挙管理委員会委員長 様

住 所

氏 名

私は、「川崎市(区)選挙管理委員会と○○大学とのインターンシップに関する協定書」に基づいて実習を終了しましたので、次のとおり報告いたします。

- 1 実習についてのレポート等 (別紙のとおり:大学提出物の写し)
- 2 その他の感想・提案(自由意見等:提出については必須とはしない)

挙執行事務の参	考とさせてい	ただきます。)		

2 その他の感想・提案